ティムール朝 Shāh Rukh 麾下の中核 amīr

安藤志朗

序
I *Mu'izz al-Ansāb* からの amīr 名の抽出
II amīr 達の系譜と Shāh Rukh 政權參與の具體相
結

序

ティムール朝第三代君主 Shāh Rukh（一四〇九—一四四七在位）は、國都 Harāt を自らの政權の據點とし、父 Timūr（一三七〇—一四〇五在位）の歿後分裂の傾向にあった諸地方を再統一、Ādharbāyjān, 'Irāq-i 'Arab を除く父の舊領を支配下に置き、ティムール朝約一三〇年の內最も波亂の少ない安定した一時期を現出した。

本稿は、ティムール朝時代支配階級に位置しつづけ、就中軍事上の有力スタッフとしてしばしばペルシア語諸史料に登場する amīr と呼ばれる一群の人びとの內、この Shāh Rukh の麾下にあって amīr 層の中核を占めた人びとの性格を解明しようとする試みである。

ティムール朝史、特に Timūr 歿後のそれについては、この amīr に關する問題も含めて未解決の問題は極めて多く、據るべき研究成果は必ずしもその解明に十分寄與しているとは言い難い。(1) 筆者はティムール朝史の理解の爲には、人的要

表 1

出自	amīr 名	職掌	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	所領・その他
Barlās	①Miḍrāb	☆AD, T	○○○○○○○ ○	Qundūz・Baghlān
	②Ibrāhīm Sl.	☆AD, T	○○○○○	Qundūz・Baghlān, Iṣfahān
	③Sl. Md.	AD, T		Qundūz・Baghlān
	④'Alī			
	⑤Sl. Bāyazīd	AD	○ ○	Qutlān
	⑥Shaykh Luqmān	T	○○ ○○○○ ○○○○	Bākharz
	⑦Pīr Luqmān	T	○	Bākharz
	⑧Sl. Shāh	AD	○ ○ ○	
	⑨Tukal		○ ○	
	⑩Nūshīrwān		○ ○ ○○○○ ○ ○	
	⑪Ījel Mīrzā		○	
Tarkhān	⑫'Alī	AD	○ ○○○○ ○ ○	
	⑬Ḥasan Ṣūfī	☆AD, T	○○○ ○○○ ○ ○○ ○	
	⑭Miḥrāb	AD	○	Fūshanj
	⑮Md. Ṣūfī	AD, T	○ ○ ○○○ ○	
	⑯Yūsuf			
	⑰Khusraw			
	⑱Md. Ghiyāth			
'Alīka(家)	⑲'Alīka	AD	○○ ○○○○○ ○○○ ○○	Marw, Sarakhs
	⑳Shaykh Abū al-Faḍl	AD	○	Marw, Sarakhs
	㉑Fīrūz Shāh	☆AD	○○○○○○○ ○○ ○○○	Abarqūh, Iṣfahān
	㉒Aḥmad	AD	○	

Arghūn Shāh (家)	㉓Khwānd Shāh								○									Iṣfahān
	㉔Mḥd. Shāh																	Iṣfahān
	㉕Sa'ādat																	Iṣfahān
Shaykh 'Alī (家)	㉖Sayyid Khwāja	☆AD	○×															Rādkān (Faṣīḥ : 279)
	㉗Ilyās Khwāja	AD								○	○	○	○				○	Rādkān (Faṣīḥ : 279), Ray, Qum
	㉘Yūsuf Khwāja	AD					○		○		○		○	○		○		Ray, Qum, Lūristān
	㉙Sayyid Yūsuf	AD, M																Rādkān (Faṣīḥ : 279)
Qipchāq	㉚'Uthmān	AD																1396年處刑 (Yazdī : 278 b)
	㉛Ḥasan Jāndār				○	○												Tabas (Mīrkhwānd : 545), 反逆 (AR : 108)
	㉜Yūsuf Jalīl			○								△						Tabas (ḤA : 61 a), 反逆 (AR : 108)
	㉝Ḥasan Aqā	AD, T																反逆
Özbeg	㉞Malik Ḥusayn	Y																
	㉟Farrukh Ḥusayn	Y																
	㊱Chahārshanba	Y			○				○		○					○	○	
Nukūz	㊲Mūsaka	AD		○				○	○	○								Ulugh Beg に與えられる
	㊳'Abd al-Ṣamad	AD, T	○×									△			○			Garmsīr (ḤA : 302 a) Iṣfahān (Zoche : 117)
Belkut	㊴Shāh Malik	AD	○	○		○	○	○	○	○		○				○		Khwārazm
Dūrbat	㊵Jahān Malik	AD, T	○	○	○													1408年處刑 (AR : 109)
Dūghlāt	㊶Sulaymān Shāh	☆AD	×															
Nāymān	㊷Luṭf Allāh	AD						○	○		○							1414年 Shīrāz の支配を更迭さる (ḤA : 234 a)
Arlāt	㊸Yādgār Shāh				○	○			○	○		○	○	○				Mīrzā 'Alā' al-Dawla の義父 (AR : 650)
	㊹Farmān Shaykh	B	○	○		○	○		○	○		○			○		○	

不　明	㊺Mūsā Rigmāl		○ ○ ○○ ○	
	㊻Ardashīr	T (AR : 309)		1417年第2回遣明使節（ḤA : 298 a）
	㊼'Ajabshīr		○ ○ ○	
	㊽Pīr Md.	AD		Āmul, Sārī, 1405年處刑（AR : 16）
	㊾Sayyidī			1441／42年 Fārs で死歿（AR : 757）
	㊿Yūnus			Bāysunghur の大 amīr（AR : 539）
	(51)Khidr Khwāja			同定可能な人物が2名存在
	(52)Khwānd Sa'īd (53)Shiblī (54)Md. 'Abbās (55)Md. Pīrzād (56)Sl. Qabūl (57)Bāydū			年代記側からデータなし

○ Shāh Rukh 麾下に存在　× 反逆　△ 投降　☆ amīr al-umarā' になった amīr
Md.=Muḥammad　Mḥd.=Maḥmūd　Sl.=Sulṭān　AD=amīr-i dīwān　T=tuwāchī　Y=yasāūl　M=muhrdār　B=bārschī
出自欄で（家）とあるのは，部族名が不明な爲，一族の内最も早くティムール朝下で活躍した人物の名を以って，便宜上集團名としたもの。
（出典）Barlās 部，Tarkhān 部，'Alīka 家，Arghūn Shāh 家に關しては本文參照。その他は，特に注記せぬ限り Mu'izz : 97 a, 132 b, 133 a, 134 a, 135 a に據る。

1 Khurāsān 平定（1405）
（ḤA : 13 b–17 a, 28 a–31 b, 48 a–51 a）
2 第1次 Māzandarān 平定（1406）
（ḤA : 58 b–74 b, Tāj : 107 a）
3 Balkh 平定（1407）
（AR : 101–104, Faṣīḥ : 176）

4 第2次 Māzandarān 平定（1407）
（AR：104–106）
5 Sīstān 平定（1408）
（AR：121–127）
6 第1次 Mā warā' al-Nahr 平定（1409）
（AR：129–132, 140–151, Faṣīḥ：188, 192–194）
7 第2次 Mā warā' al-Nahr 平定（1410）
（ḤA：124 a–139 a）
8 Khwārazm 平定（1413）
（ḤA：196 a–198 b）
9 第1次 'Irāq-i 'Ajam, Fārs 平定（1413—1414）
（ḤA：221 b–248 a, AR：275）
10 第2次 Fārs 平定（1415）
（ḤA：261 b, 266 b–278 a, AR：317, Faṣīḥ：222）
11 Kirmān 進軍（1416）
（ḤA：285 b–288 b）
12 Qandahār 方面平定（1417—18）
（ḤA：298 a–302 a, Faṣīḥ：229）
13 Badakhshān 平定（1418）
（ḤA：303 a–305 b）
14 第1次 Ādharbāyjān 遠征（1420—21）
（ḤA：322 a–340 b, 344 b–374 b, AR：408）
15 第2次 Ādharbāyjān 遠征（1429—30）
（AR：600–633, Faṣīḥ：266）
16 'Irāq-i 'Ajam 進軍（1446—47）
（AR：862–882）

素の整理が必要不可缺な根本作業であると考える。それ故本稿はその作業の一端を擔うものとなるかと思う。

I *Mu'izz al-Ansāb* からの amīr 名の抽出

amīr 名の抽出に關し、我々に最もまとまった情報を提供する史料は *Mu'izz al-Ansāb*[2] である。いま、この Mu'izz の Shāh Rukh の傍下に記されている amīr 達を「Shāh Rukh 麾下の amīr 達」と見做し[3]、その中から amīr-i tūmān（萬人隊長）と記錄された五七名を抽出[4]、本稿の考察對象とする。何故なら、モンゴル時代における十進法的軍隊編成では、amīr-i tūmān こそ軍隊の統屬關係の最上位に位置する amīr であり、その傳統を踏襲するティムール朝においても amīr-i tūmān は同樣に最上位に位置して、amīr 達の中核を占めたと考えられるからである[5]。表1は Mu'izz から抽出した Shāh Rukh 麾下の amīr-i tūmān 五七名各々について他の年代記中の amīr との同定を試み、行論の都合上彼らを部族毎、部族名が不明の場合は把握可能な血緣集團毎に分類し、各 amīr の地位・職務、Shāh Rukh の主な軍事活動時における動

向、その他特筆すべき點を掲げたものである。

さて、この表1をベースに Shāh Rukh 麾下の中核 amīr を窺うならば、Barlās 部、Tarkhān部、'Alīka 家、Arghūn Shāh 家の四つの集團を無視することはできまい。何故なら、Shāh Rukh 在世中一貫して amīr-i tūmān を輩出しつづけた集團はこの四つに限定され、かつこの四つの集團には各戰役の際毎回の如くその名の記される amīr が存在する、という事實が表1より窺われ、このことはこの四つの集團が Shāh Rukh 麾下で看過し難き勢力を所有しつづけたことの反映と思われるからである。そこで次章ではこの四つの集團に所屬する amīr-i tūmān について、その系譜、地位・職務、所領等を檢討することにしたい。その結果、彼らが紛れもなく Shāh Rukh 麾下の中核 amīr であったことを明らかにし、あわせて各集團の持つ特徴も浮彫りにしたいと思う。尙、個個の amīr の檢討の手順は、原則として先ず彼らの略歷を端的に傳える Mu'izz の記述を示し、次に他の史料から特筆すべき點を述べていくこととした。

II amīr 達の系譜と Shāh Rukh 政權參與の具體相

(1) Barlās 部

周知の如く、Tīmūr をはじめとするティムール朝王家の人びとはこの Barlās 部に所屬する。從って表1に示す Barlās 部の amīr 一一名は皆、Shāh Rukh と同族ということになる。系譜上では Qarāchār が共通の祖先である。(6) Qarāchār とはチンギス・ハンによってチャガタイの王傅に任ぜられた千戶長の一人に他ならぬ。(7) 系譜1に見るように、⑩Nūshīrwān を除く一〇名の amīr について、その血緣關係を確定することができる。ここでは地位・職務、所領に關してまとまった情報の得られる、系譜1の系統〔a〕〔b〕〔c〕〔e〕に屬す amīr 八名をとり擧げることとする。

系統〔a〕

系譜1 Barlās 部

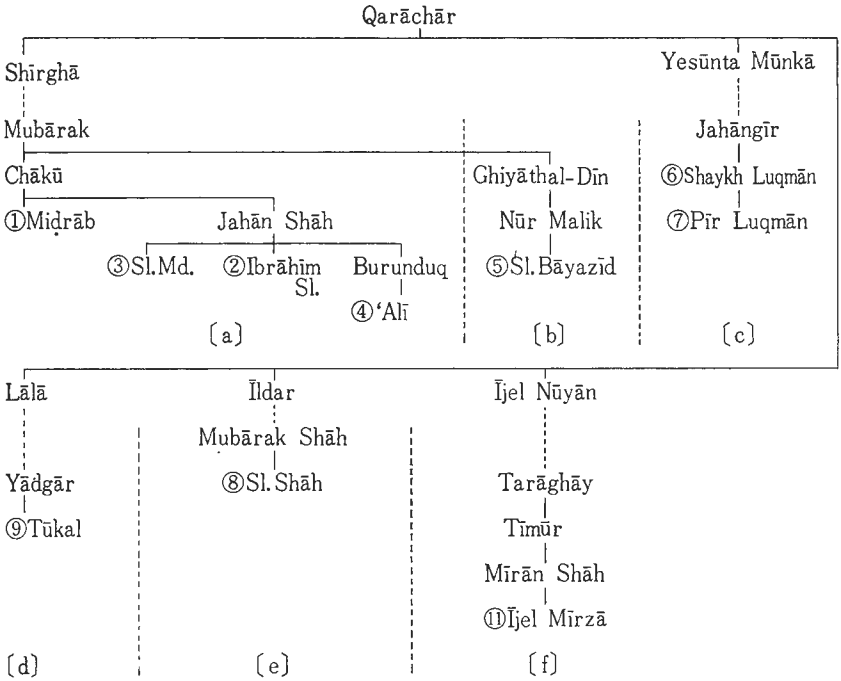

Qarāchār の六男 Shīrghā の流れを汲む'Chākū に始まる家系である。考察對象は①Miḍrāb, ② Ibrāhīm Sl., ③Sl. Md., ④'Alī の四名である。

①Miḍrāb——この Amīr Miḍrāb は、Amīr Ṣāḥib Qirān 陛下(=Tīmūr)の御前で amīr-i dīwān であった。Amīr Ṣāḥib Qirān 陛下は、彼を神の恩寵を受けたる khāqān, Shāh Rukh Bahādur に與えていた。Khurāsān く移った。amīr al-umarā' であった。tūmān を所有した。Qundūz と Baghlān の民は、彼が知ろしめていた。陛下(=Shāh Rukh)は Fārs の支配權(hukūmat)[8]を彼に與えたが、同じ頃神の慈悲の許く身罷った(Mu'izz: 92b)。

(Shāh Rukh の許で) amīr-i dīwān であった。tūmān を所有した。tuwāchī でもあった(Mu'izz: 132b)。

①Miḍrāb は、一三九七年 Shāh Rukh が Khurāsān の統治を委ねられ Harāt く赴いた際、Tīmūr

の命によって彼に伺候した amīr の一人である（Yazdī：290a）。彼は Shāh Rukh の國内秩序の再編成が始まる一四〇五年以降[9]、麾下にあって片腕として多大な貢獻をなす。殊に一四〇六年㉙Sayyid Khwāja が失脚して以後、amīr 名の列擧の際には如何なる史料においても必ずその筆頭に彼の名が記され、麾下最有力の amīr であったと思われる。Mu'izz 記載の amīr al-umarā', tuwāchī という地位・職務は、彼の Shāh Rukh 政權下での最高責任者たるを如實に語ってくれる[10]。

所領面に關しては、Mu'izz から Qunduz・Baghlān 方面と Fārs 方面とが認められる。

先ず Qunduz・Baghlān 方面について言えば、これが彼の父 Chākū に由來する、Tīmūr 時代からの世襲の地であり、かつその地にユルトを持つ Būrāldāy なる部族[11]に對する支配權を伴うものであることは、既に閒野英二氏の指摘されるところである[12]。

一方 Fārs 方面の所領に關しては、年代記より次の如く跡附けられる。

一四一四年、Shāh Rukh は Mīrzā Iskandar b. 'Umar Shaykh b. Tīmūr に矛先を向けた第一次 'Irāq-i 'Ajam・Fārs 平定行動を敢行。同年夏 Iṣfahān を攻略後、既に降伏していた Shīraz に下馬、その際① Miḥrāb に Fārs の支配權を授ける。

かの國の統治權（iyālat）、かの地の支配權を世界で最も光輝ある amīr、最も公正なる malik、Amīr Miḥrāb Bahādur に任じた。彼に伺候し、西は Khūzistān、南は Hurmūz に至るまでのかの領域を治めるよう一萬騎程が定められた（ḤA：245a, AR：284, 285）。

しかしこの委任も束の閒、彼は病歿。兵站の守りとして Iṣfahān に殘留していた Mīrzā Ibrāhīm Sulṭān b. Shāh Rukh が召され、以後 Fārs の支配は彼が司ることとなる（ḤA：245b, AR：285）。

②Ibrāhīm Sl.――この Ibrāhīm Sulṭān は、Amīr Miḥrāb の歿後 amīr al-umarā' となった。Būrāldāy の tūmān

は彼が知ろしめた。Iṣfahān の支配權を彼は所有した。そこに居た。彼は罪を犯し、彼を Amīrzāda Ulugh Beg Kūrkān の許へ送った。その地で歿した（Muʻizz : 93a）。

（Shāh Rukh の許で）（amīr-i）dīwān であった。tūmān を所有した。tuwāchī でもあった（Muʻizz : 132b）。

②Ibrāhīm Sl. の初出は①Miḍrāb 歿後半年を經た一四一五年春（HA : 261b, AR : 308）。Muʻizz に見える amīr al-umarā', tuwāchī という地位・職務から、彼の Shāh Rukh 麾下での實力の程が窺えるが、必ずしも amīr 中の最高者であったとは斷言できない。というのは、彼とほぼ同時期、後述する Tarkhān 部の⑬Ḥasan Ṣūfī も amīr al-umarā' と tuwāchī を任じており、むしろ後者の方が有力であったように見受けられるからである。

所領に關して Muʻizz は Būrāldāy の tūmān と Iṣfahān の支配權とを記す。Būrāldāy の tūmān については、それが先述の如く Qunduz・Baghlān の支配に關わるものである故、①Miḍrāb からの相續と見做せよう。この場合の tūmān とは、「一萬人の軍團を編成できる程の遊牧部族の意味」とする閑野氏の考えに從いたい。[13] 一方 Iṣfahān の支配權については、Jaʻfarī より一四二九／三〇年にこの②Ibrāhīm Sl. が Iṣfahān に居たことが知られている。[14] しかしながら、その支配權が如何なる內容を伴っていたのか、果して恆常的に②Ibrāhīm Sl. に與えられていたものなのか等、疑問點が殘る。何故なら既にこの時期 Iṣfahān は後述する Arghūn Shāh 家の所領になっているからである。[15]（一一〇頁）。

彼に關する記錄は、右記の一四二九／三〇年を以って途絕える。Muʻizz は彼が罪科を負ったことを記すが、諸年代記はその件に關して默して語らぬ。結局、②Ibrāhīm Sl. は一四一五年から一四二九／三〇年までの約一五年閒、麾下の有力 amīr として名を留めたことになる。

さて、②Ibrāhīm Sl. 以後約八年の空白を置いて、一四三八—三九 A. D./八四一 A. H. この家系の成員が年代記に登場する。③Sl. Md. である。

③Sl. Md. ——この Sulṭān Muḥammad は amīr-i dīwān であった。Qunduz と Baghlān の支配は彼が知ろしめて

いた（Muʻizz：93a）。

また年代記側の記述とは、

かの陛下（＝Shāh Rukh）は、Amīr Sulṭān Muḥammad b. Amīr Jahān Shāh Barlās に恩寵を施し、amīr-i ulūs とした。tuwāchī の職位と軍の amīr 職（manṣab-i tuwāchī wa imārat-i lashkar）を彼の善き采配に委ねた。大 amīr（umarāʼ-yi ʻiẓām）の列に配せられた（AR：717）。

という内容のものである。

先ず地位・職務に關し、amīr-i ulūs, tuwāchī が確認される。いま、amīr-i ulūs の實態については情報を缺くが、[16] tuwāchī とか軍の amīr 職といった重要職が併記されていることから察して、彼が amīr-i tūmān としてトップクラスにあったことだけは認めうる。

所領面では、Qundūz・Baghlān の支配權が依然確認される。

この家系にはあと一人、年代記には登場せぬ④ʻAlī がいる。以下に Muʻizz の記述のみを記す。

④ʻAlī——この ʻAlī は amīr-i tūmān であった。神の恩寵を受けたる Shāh Rukh Bahādur に仕えた（Muʻizz：93a）。

系統〔b〕

考察對象は⑤Sl. Bāyazīd である。

⑤Sl. Bāyazīd——この Sulṭān Bāyazīd は amīr-i tūmān であった。Qutlān（＝Khuttal）の支配權を彼は所有した。Amīrzāda Muḥammad Jūkī（b. Shāh Rukh）の許で tuwāchī であった（Muʻizz：92a）。

（Shāh Rukh の許で）amīr-i dīwān であった。tūmān を所有した（Muʻizz：133a）。

⑤Sl. Bāyazīd は、一四一四年と一四四六年の條に Shāh Rukh に從軍したことが記錄される（ḤA：236a, AR：277, 866）。この三〇年餘の記錄上の空白期間には、Muʻizz が記す Muḥammad Jūkī に仕えた時期が存在すると思われる。

一四二七年 Ulugh Beg がウズベクの Barāq と戦った際、Muḥammad Jūkī は自分自身の親屬の tūmān (tūmān-i khāṣṣa-yi khwīsh) とこの⑤Sl. Bāyazīd を率いて援軍に赴いている (HA : 442b)。一四四六年の從軍記録は、Muḥammad Jūkī 歿後 (一四四四—四五 A. D./八四八 A. H. 歿)、再び Shāh Rukh 麾下に入ったことを示すと思われる。

ところで彼の父 Nūr Malik について、Mu'izz は以下のことを傳える。

この Nūr Malik は amīr-i qushūn であった。Ṣāḥib Qirān 陛下の時代、Turkmān の民は彼が指揮した。Amīr Ṣāḥib Qirān 陛下は、彼を彼の軍と共に、神の恩寵を受けたる sulṭān, Shāh Rukh Bahādur に與えていた(Mu'izz : 91b)。

Amīr Nūr Malik——Qutlān の支配權を持っていた (Mu'izz : 133b, Shāh Rukh の tuwāchī の項)。

これらの記述から、先ず⑤Sl. Bāyazīd の Shāh Rukh 政權參與は、實はその父 Nūr Malik が Tīmūr によって Shāh Rukh に與えられたという經緯に由來することがわかる。更に氣附くのは、Nūr Malik が Tīmūr の時代、amīr 達の統屬關係では amīr-i tūmān よりも下位に位置したと思しき amīr-i qushūn であったという點である。[17] されば⑤Sl. Bāyazīd が Shāh Rukh の時代 amīr-i tūmān であったということは、Shāh Rukh の新たな amīr-i tūmān の抜擢ということになろう。

所領については Qutlān が父子世襲の地として Mu'izz から窺われるが、他の年代記からそれを裏附ける記述は見出せない。

系統〔c〕

Qarāchār の四男 Yesūnta Mūnkā の家系に所屬する amīr-i tūmān の考察を行なう。考察對象は⑥Shaykh Luqmān, ⑦Pīr Luqmān 父子である。

この Shaykh Luqmān は tūmān を所有した。Bākharz の支配權は彼に屬した。tuwāchī であった。彼の歿後、彼

の息子 Pīr Luqmān、彼にその父が所有したと同じ職務（mūcha）が任ぜられた（Mu'izz：90a）。

Amīr Shaykh Luqmān——Bākharz の支配権を所有した。[18]

Amīr Pīr Luqmān——父の歿後、（Bākharz）の支配権は彼に委ねられた（Mu'izz：133b, Shāh Rukh の tuwāchī の項）。

上記より tuwāchī という地位・職務及び Bākharz という所領が認められ、いずれもこの父子の間で相續されたことがわかる。一方年代記では一四三七年の條にその相續の記錄が見出される。

diwān-i tuwāchī において amīr al-umarā' であり、Khāqān-i Sa'īd 陛下（=Shāh Rukh）に對し、近侍の榮譽と親族の關係を持っていた Amīr Shaykh Luqmān Barlās が現世を後にした。かの陛下は、彼の職務と地位を、その正嫡 Pīr Luqmān に賜わった（AR：700）。

（八四一年）Rabī' I 月二二日（一四三七年九月二三日）、Amīr Pīr Luqmūn は diwān-i lashkar において amīr 職（imārat）に任ぜられ、捺印した（AR：701）。

diwān-i tuwāchī（tuwāchī 廳）、或いは diwān-i lashkar（軍隊の官廳）が、Shāh Rukh 政權の diwān の機構全體の中で具體的に如何に位置づけられるものなのか、いま論及すべき材料は提供されていない。[19] ここでは Mu'izz, AR 雙方の記述から導き出される最小限の事實として、⑥Shaykh Luqmān が diwān-i tuwāchī に所屬する tuwāchī として、amīr al-umarā'（amīr 中の amīr）[20] と表記される程の高い地位を保持していたこと、そして彼の地位・職務は子の⑦Pīr Luqmān へ繼承されたということを確認するに留めたい。年代記からの裏附けはとれないものの、Bākharz の所領相續も地位・職務の相續と同時に、つまり一四三七年になされたはずである。

ところで Yazdī は、一三八〇年 Mīrzā Mīrān Shāh b. Tīmūr が Khurāsān の統治を委ねられた際、彼に伺候し、家族と共に Khurāsān へ移るよう Tīmūr に命ぜられた amīr 達の筆頭に⑥Shaykh Luqmān の父 Jahāngīr の名を記

す（Yazdī：164b）。また Muʻizz はこの Jahāngīr について以下の如く傳える。

Ṣāḥib Qirān の時代、amīr-i qushūn であった。Bākharz の支配權は彼に屬した（Muʻizz：88b）。

この Yazdī と Muʻizz の記錄を考え合わせるならば、Jahāngīr は Tīmūr の時代 amīr-i qushūn であり、一三八〇年 Khurāsān に移住して以後 Bākharz に所領を持ったと見做すことができる。されば、Jahāngīr, ⑥Shaykh Luqmān, ⑦Pīr Luqmān と三代に亙るこの家系について以下の點が指摘されよう。すなわち、⑥Shaykh Luqmān が amīr-i tūmān であることは、Shāh Rukh の新たな amīr-i tūmān の拔擢であったということ、及び Bākharz の所領は Jahāngīr の Khurāsān 移住に由來し、Tīmūr の時代からこの家系の世襲であったということの二點である。

系統〔e〕

考察對象は Qarāchār の次男 Īldar の流れを汲む⑧Sl. Shāh である。

⑧Sl. Shāh——この Sulṭān Shāh は最初 Shīrāz で Amīrzāda Ibrāhīm Sulṭān (b. Shāh Rukh) に仕えた。その後 Kaʻba へ行き、Kaʻba から戻ると Khāqān-i Saʻīd 陛下 Shāh Rukh Sulṭān に仕えた。Amīrzāda Muḥammad Jūkī (b. Shāh Rukh) にも仕えた（Muʻizz：83b）。

⑧Sl. Shāh は一四〇九年の第一次 Mā warāʾ al-Nahr 平定及び一四一三年の Khwārazm 平定に際し、Shāh Rukh 麾下にあったことが知られる（AR：141, ḤA：197b）。Muʻizz は、最初 (awwal) Shīrāz で Ibrāhīm Sulṭān に仕えたと記すが、Ibrāhīm Sulṭān が Shīrāz へ赴くのは一四一四年のことであるから、それまでは Shāh Rukh 麾下にあったと考えるべきである。Muʻizz の記す彼の Kaʻba 行きの正確な時期はわからない。Ibrāhīm Sulṭān の歿後とすれば、一四三五年以降ということになる。Kaʻba から戻り、再び Shāh Rukh 麾下に入った⑧Sl. Shāh は、一四四四—四五 A. D./八四八 A. H. 三度年代記に登場する。

Khāqān-i Saʻīd 陛下は、Amīr Muẓaffar al-Dīn Sulṭān Shāh Barlās——その頃 Barlās 王家において彼より年長で

かつ知恵を有する者はいなかった——を amīr-i dīwān とした。dīwān の重要事の處理、王國の諸事の掌握を、彼の善き知恵と經驗に委ねた（AR：842）。[21]

ここに至って漸く彼は amīr-i dīwān という地位・職務を以って、國家の重要事に大きく關わることになるのである。彼は Shāh Rukh の歿年まで麾下にあった（AR：866, 872）。

以上で、Barlās 部の amīr-i tūmān の個別的検討を終える。

(2) Tarkhān 部

Tarkhān 部に所屬する amīr の個別的検討を行なう前に、この血縁集團そのものについて言及せねばならない。先ず tarkhān なる語であるが、これがモンゴル語 darqan～darxan、トルコ語 tarqan～tarxan に由來するものであり、特權所有者の稱號であることは周知の如くである。しかしここに現われたる tarkhān が部族集團の名稱であることは、Muʻizz が⑭Miḥrāb について、「Tarkhān 部出身（az qawm-i Tarkhān）」（Muʻizz：92b）と記していることから明らかである。[22] qawm という語は Muʻizz では全て部族集團の意味で使われている。[23]

系譜上、現段階最も溯りうる人物は、系譜2に示す Ghiyāth al-Dīn Tarkhān であるが、彼は「Chingīz Khān が tarkhān とした Qishiliq の家系に屬す」という（Yazdī：147b）。これが眞實ならば、この家系は『元史』卷一三六、哈剌哈孫傳に「擢啓昔禮爲千戶、賜號答剌罕」と記され、『元朝秘史』にも、チンギス・ハンによってダルカンの特權を授けられたとして名高いキシリクにまで溯ることになり、その名の起源はやはり稱號たる tarkhān に求められよう。[24] しかしながら Qishiliq と Ghiyāth al-Dīn Tarkhān との閒を結ぶ系譜は、今のところ未確認である。また、この Tarkhān 部に屬す amīr 達が、實際 tarkhān に由來する特權を保持していたことを示す關連記事は、管見の限り見出せない。[25]

この一族と Shāh Rukh との關係について注目すべきは、Ghiyāth al-Dīn Tarkhān の娘 Gawhar Shād が Shāh Rukh

系譜2 Tarkhān 部

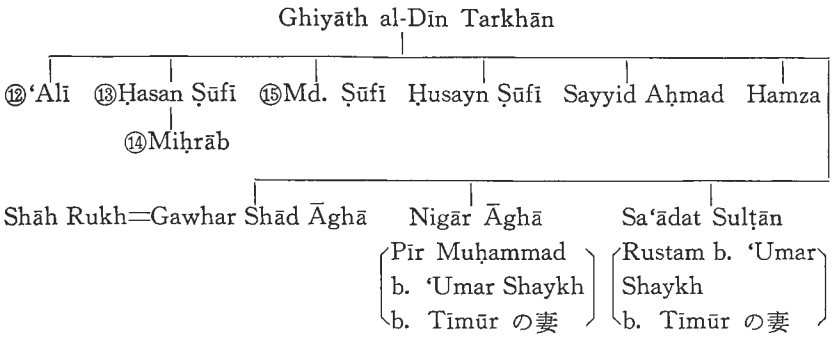

の第一夫人であったという事實である（Mu'izz：132b）。すなわち、この一族は Shāh Rukh と姻戚關係にあったわけである。

さて、表1に示した Tarkhān 部の amīr-i tūmān 七名の考察に移る。

七名の内、⑯Yūsuf, ⑰Khusraw, ⑱Md. Ghiyāth の三名については、殘り四名の amīr 達や Gawhar Shād と同族であることがわかるだけで、[26] 具體的な血縁關係を確定することはできない。また Shāh Rukh 在世中、諸年代記に彼らは全く登場せぬ。從って Shāh Rukh 時代の彼らの動靜は一切不明である。

一方、殘り四名の amīr 達、すなわち⑫'Alī, ⑬Ḥasan Ṣūfī, ⑭Miḥrāb, ⑮Md. Ṣūfī については以下の如く考察がなされる。

⑫'Alī——amīr-i dīwān であった。tūmān を所有した。

⑬Ḥasan Ṣūfī——amīr-i dīwān であった。tūmān を所有し、tuwāchī であった（Mu'izz：133a）。

兩者は、一三九七年 Shāh Rukh の Khurāsān 赴任の際、彼に附けられた amīr である（Yazdī：290a）。彼らの地位・職務に關し、Faṣīḥ が以下の情報を提供する。

神の恩寵を受けたる大 amīr, 'Alā' al-Dīn 'Alī Tarkhān b. Amīr Ghiyāth al-Dīn Tarkhān（八二〇年）Rajab 月二二日、月曜（一四一七年九月四日）歿。彼は陛下の amīr-i dīwān であった。彼の兄弟 Amīr Ḥasan Ṣūfī Tarkhān b. Amīr Ghiyāth al-Dīn Tarkhān に、amīr al-umarā' の職位を授與（Faṣīḥ：229）。

⑬Ḥasan Ṣūfī に與えられた amīr al-umarā' の地位・職務が、果して死歿した⑫'Alī が所持していたものなのか、この記述からは判斷できない。だが Mu'izz, Faṣīḥ 雙方の記述から、少なくとも、⑬Ḥasan Ṣūfī が一四一七年以降 amīr al-umarā' と tuwāchī の二つの地位・職務を任じたことは窺えよう。されば、この時期 amīr al-umarā' であった人物は、この⑬Ḥasan Ṣūfī と、先述した Barlās 部の②Ibrāhīm Sl.（九六頁）の二名ということになる。一體 amīr 中の最高者たる amīr al-umarā' が同時期二人いたのであろうか。いま解答を與えるべき的確な史料は擧がっていない。しかしながら、一四一六年の Kirmān 進軍に參加した amīr 達を列擧する全ての同時代史料は、一致して⑬Ḥasan Ṣūfī を、②Ibrāhīm Sl. を含む他の āmīr 達の筆頭に揭げ、更に列擧した同じ amīr 達を別の箇處では「Amīr Ḥasan Ṣūfī Tarkhān と他の amīr 達」と記す（ḤA：285b, 287a, Faṣīḥ：226, JḤA：173b）。この記述を考慮するならば、この時期の amīr al-umarā' の實態がどうであれ、⑬Ḥasan Ṣūfī は一四一六年既に麾下最有力の amīr であったかと思われる。

一四二四年⑬Ḥasan Ṣūfī は死歿、息子⑭Miḥrāb が後繼する。

⑭Miḥrāb——amīr-i dīwān であった。tūmān を所有した。Fūshanj の支配權を所有した（Mu'izz：133a）。

後繼を傳える記述は以下の如くである。

彼（＝⑬Ḥasan Ṣūfī）の正嫡 Amīr Miḥrāb Tarkhān…に、Khāqān-i Sa'īd 陛下は恩寵を賜わった。彼の父の職位、dīwān-i a'lā の amīr 職（imārat-i dīwān-i a'lā）を Amīr Miḥrāb に委ねた（AR：540）。

右記にみえる「dīwān-i a'lā（中央官廳）の amīr 職」が、amīr-i dīwān の職務を意味していることは、諸史料の dīwān 關係の記述內容を檢討することによって、ほぼ確定することができる。[27] つまり⑭Miḥrāb は、Mu'izz の記述にある如く、amīr-i dīwān の地位・職務を一四二四年以降保持したのである。彼には Fūshanj の所領が Mu'izz に見出されるが、他の諸史料からそれを裏附けることはできない。彼の死歿は一四三一年とされる（Faṣīḥ：270）。

⑮Md. Ṣūfī——amīr-i dīwān であった。tūmān を所有した（Mu'izz：133b, Shāh Rukh の tuwāchī の項）。

彼の活動期間は記録上一四一〇年から一四四六年まで、Shāh Rukh 時代のほぼ全體に亙っている。一四四六年の記録とは、Shāh Rukhの 'Irāq-i 'Ajam 進軍に際し、dīwān 内の amīr 職 (imārat) の爲 Harāt に留められたというものである (AR : 863, 864)。彼が amīr-i dīwān であったという Mu'izz の記述は、この dīwān との關連を示す記録から裏附けられるかと思われる。

以上檢討の結果、Shāh Rukh 在世中に登場する Tarkhān 部の amīr-i tūmān 四名全員が、amīr-i dīwān として Shāh Rukh 麾下に參入し、その内少なくとも二名が tuwāchī 職を任じ、一名が麾下最有力の amīr al-umarā' であったことがわかった。

(3) 'Alīka 家

この家系の所屬部族名は不明。この家系が表舞臺に登場する直接の契機を作ったと思われる⑲'Alīka の名を以って、「'Alīka 家」と稱す。系譜3に示すように、'Alīka 家には Adūk 以下に三系統が認められる。Adūk 自身については一切不明である。考察對象は⑲'Alīka と⑳Shaykh Abū al-Faḍl 父子である。[28]

⑲'Alīka——amīr-i dīwān であった。tūmān を所有した。Marw と Sarakhs の支配權及び Iṣfahān の徵税權 (muḥaṣṣili) も所有した。kūkaltāsh であった (Mu'izz : 133a)。

彼の活動は一四〇五年から一四四〇年まで確認される。その間 amīr-i dīwān という彼の地位・職務の遂行を示すと思われる記録が以下の如く見出される。

一四〇九年第一次 Mā warā' al-Nahr 平定の際、Shāh Rukh は「前もって Amīr 'Alā' al-Dīn 'Alīka を dīwān の役人達 (umanā'-yi dīwān) と共に、城市と財庫の掌握の爲 Samarqand へ派遣した」という (AR : 132)。この時の dīwān の役人とは、Sayyid Fakhr al-Dīn と Sayyid Zayn al-'Ābidīn の二名であった (Faṣīḥ : 189)。

系譜3　'Alīka 家

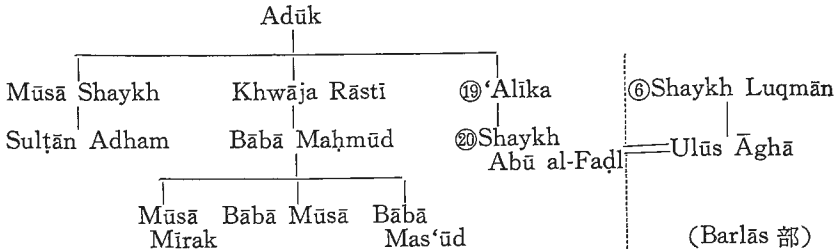

また一四二〇年第一次 Ādharbāyjān 遠征の際には、Khwāja Quṭb al-Dīn Muḥammad Musharraf Simnānī と共に、dīwān の租税 (amwāl wa jihāt-i dīwānī) の掌握の爲 Tabrīz へ派遣された。同地において、「Amīr 'Ala' al-Dīn 'Alīka は臣民 (ra'iyyat) に關わる諸事、王國の重要事を正しく遂行した。Qarā Yūsuf が作り出していた新しい習慣を廢し、シャリーアに關する事柄の整備、全ての重要事の掌握に從事した」と記される (AR : 407, 415, HA : 332a, 338b, 339a)。

右記の内、彼に同行したと記される Sayyid Fakhr al-Dīn, Sayyid Zayn al-'Ābidīn の二名は、Mu'izz では nawīsandagān-i Tājīk の項に記名されている。また Quṭb al-Dīn Muḥammad Musharraf Simnānī も、Faṣīḥ では Khwāja Shams al-Dīn Muḥammad Simnānī となっており (Faṣīḥ : 243)、やはり nawīsandagān-i Tājīk の項に記名のある Muḥammad Simnānī と思われる (Mu'izz : 133b)。nawīsandagān-i Tājīk とは、諸史料では wazīr であるとか ṣāḥib-dīwān などと稱され、この Samarqand や Tabrīz の場合に見る如く、Shāh Rukh に從軍し服屬した都市へ赴いて財庫や租税を掌握したり、課税に關する daftar (帳簿) の作成や (AR : 107)、御前會議において徵税に關する協議を行なう (AR : 754) など、言わば財政面の執行スタッフであった。

amīr-i dīwān であった⑲'Alīka は、これら wazīr と如何なる關係にあったのか。それについては先述の、「Amīr 'Alīka を dīwān の役人と共に」とか、彼の名を代表させて「全ての重要事の掌握に從事した」という AR の表現から、地位として wazīr 達の上にあったと推察される。一四四〇年 Shāh Rukh は Sarakhs へ鷹狩りに出發する際、「Amīr 'Alīka

Kūkaltāsh を Harāt の支配に留めた。數名の dīwāniyān を彼の許に置いた」という（AR：736）。AR での dīwāniyān は wazīr 達の意味で使われているから、[29] この記述からも彼が wazīr 達の上に位置していたことが窺えよう。かく wazīr の上に立って國務・財務に携わる彼の立場は、amīr-i dīwān の實態の一端を示しているかと思われる。

ところで⑲'Alīka はその晩年、麾下最有力の amīr たる實力を保持していた。それは以下の推定に基づく。

Amīr 'Alīka Kūkaltāsh の歿後、Amīr Jalāl al-Dīn Fīrūz Shāh の權威と權力は以前よりも増大し、他の amīr 達、國家の柱石達には國務と財務の如何なる事柄についても權力は殘らなかった（Khwāndamīr：631）。

右記の Amīr Jalāl al-Dīn Fīrūz Shāh とは、㉑Fīrūz Shāh のことである。この人物が記述にある如く國務・財務に掣肘無き權力を行使し、紛れもなく麾下最高の實力者となった事實は後程詳述する。いま問題なのは、この㉑Fīrūz Shāh の首位の座獲得が「Amīr 'Alīka Kūkaltāsh の歿後」と明記されている點である。されば⑲'Alīka は生前㉑Fīrūz Shāh と同等もしくはそれ以上の實力を保持していたと想定されるべきであろう。⑲'Alīka が麾下最有力の amīr たる實力を保持していたと考える所以である。

彼の所領についてみてみると、Mu'izz は Marw と Sarakhs の支配權と Iṣfahān の徵稅權を記している。Iṣfahān の徵稅權を裏附ける記述は諸年代記からは認められない。一方、Marw と Sarakhs については以下の記錄が認められる。

先ず兵の召集に關し、一四〇六年他の amīr 數名と共に Sarakhs と Marw から彼らの監督下にある（ba 'uhda wa ihtimām-i ishān）兵を率いたという事實、及び一四〇七年他の二名の amīr と共に Badghīs, Sarakhs, Marw, Mākhān の兵を率いたという事實が確認される（ḤA：65a, AR：105）。更に目を引くのは、一四一〇年に行なわれた Marw の復興事業において大 amīr からは彼と㊺Mūsā Rigmāl が責任者となり、灌漑工事に始まる一連の修築に携わっている事實である（ḤA：112a, AR：159）。彼と Marw との關係は彼の歿する二年前の一四三八年秋にも認められ、その時は Marw 地方で「農耕と建築（zirā'at wa 'imārat）」に従事したという（Mīrkhwānd：713）。[30] これらの記錄は彼の Marw と Sarakhs の

支配權所有の一端を示すと見做せよう。

⑲'Alīka の息子⑳Shaykh Abū al-Faḍl についての Mu'izz の傍注は⑲'Alīka と同一なので割愛する。[31] 彼は一四四〇年、父より diwān-i a'lā の職位 (manṣab-i diwān-i a'lā) を相續し (AR : 747)、amīr-i diwān に任ぜられる。[32] その後 Shāh Rukh の歿年まで陛下にあったことが知られる (AR : 872)。

ところでこの家系は⑲'Alīka によって Shāh Rukh と特別な關係が結ばれている。

第一に指摘すべきは、Mu'izz の「kūkaltāsh (乳兄弟) だった」という記述である。AR には「かの陛下 (=Shāh Rukh) の kūkaltāsh であった Amīr 'Alīka」(AR : 70) と更に明確に記され、⑲'Alīka が Shāh Rukh と乳母を同じくして育った乳兄弟であることが知られる。

第二の指摘として以下の記述を引く。

(⑲'Alīka は) いつも宴會や集會で誇らしげに語っていた。「Ṣāḥib Qirān 陛下 Amīr Tīmūr Kūrkān は、Shāh Rukh 陛下を私に託された (sipurd)」と (AR : 747)。

Shāh Rukh の生年は一三七七年 (Yazdī : 160a)。⑲'Alīka は一四四〇年の死歿の際、九〇歳を越えていたというから (AR : 746)、Shāh Rukh の誕生時には二〇代後半であったという計算になる。乳兄弟とは言いながらかなりの年齢差があったわけで、從って Tīmūr が彼に Shāh Rukh を託すということは年齢の點からも首肯できる。かかる點を踏まえ、いま、この⑲'Alīka を Shāh Rukh の後見人とする B.B. Бартольд 氏の考えを追認する ("Улугбек и его время", стр. 58)。[33]

以上で 'Alīka 家の amīr-i tūmān ⑲'Alīka と⑳Shaykh Abū al-Faḍl の檢討を終える。

(4) Arghūn Shāh 家

系譜4　Arghūn Shāh 家

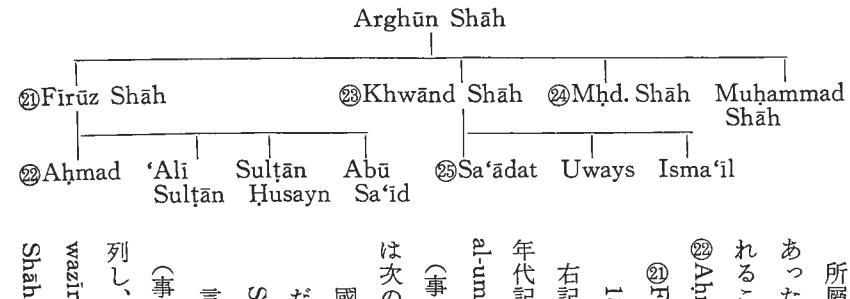

所屬部族名は不明。但し系譜4[34]に示す Arghūn Shāh は、Turkmān 系の ghulām（小姓）[35]であったと傳えられる（Tāj：48a）。この家系がティムール朝政權に參與する契機を作ったと思われるこの Arghūn Shāh の名を以って、「Arghūn Shāh 家」と稱す。考察對象は㉑Fīrūz Shāh, ㉒Aḥmad, ㉓Khwānd Shāh, ㉔Mḥd. Shāh, ㉕Sa'ādat の五名である。

㉑Fīrūz Shāh——amīr-i dīwān であった。tūmān 及び Abarqūh の支配權を所有した（Mu'izz：133a）。

右記より㉑Fīrūz Shāh の地位・職務として、amīr-i dīwān が認められる。しかしここでは、年代記より四つの事例を呈示し、彼が Shāh Rukh 治世晩期紛れもなく amīr 中の最高者 amīr al-umarā' であり、麾下最高の實力者であったことを特筆する。

（事例1）一四三四年、Shāh Rukh は第三次 Ādharbāyjān 遠征を決定する。その決定の經緯は次の如くであった。

> 國家の柱石達、御前の貴顯達は、その（Ādharbāyjān 遠征の）延期の爲力を盡したが無駄だった。というのは、Amīr Jalāl al-Dīn Fīrūz Shāh が內密に、「Mīrzā Bāysunghur (b. Shāh Rukh) が逝かれた故[36]、この戰役は是非行なうべきです」と上奏し、かの陛下はその言葉を承諾していたからだった（AR：672）。

（事例2）一四四一年、時の wazīr, Khwāja Pīr Aḥmad と 'Alī Shaqqānī が御前會議に參列し、Jām 地方の徵稅について協議していた。その席上、その頃 Shāh Rukh に目を掛けられ、wazīr 職を狙っていた Khwāja Shams al-Dīn が、'Alī Shaqqānī の失策を上奏するに至った。Shāh Rukh は事の調査を當時 amīr al-umarā' であった㉑Fīrūz Shāh に命じた。彼の調査に

より ʻAlī Shaqqānī は罷免、代わりに Khwāja Shams al-Dīn が wazīr に就任した。また Khwāja Pīr Aḥmad は、國務と財務に關して權威の極みにあった㉑Fīrūz Shāh の政策を常に拒絶し、それを自慢にしていたのだが、彼もまたこれを機にそれまでの勢力を失った（AR：754, 755）。

（事例3）一四四二—四三 A. D./八四六 A. H.、Ray と ʻIrāq-i ʻAjam 方面の ḥākim 選定の問題が持ち上がった。これより前、㉑Fīrūz Shāh は Harāt で Bahāʼ al-Dīn ʻUmar から一つの話を聞いていたという。それは、Bahāʼ al-Dīn が Qazwīn にある Shaykh Aḥmad Ghazālī の廟を參拜した際、「Shaykh Aḥmad Ghazālī が偉大なる聖者達と共に、Mīrzā Sulṭān Muḥammad b. Bāysunghur b. Shāh Rukh をかの地の ḥākim にした。」という內容の啓示を授けられたというものだった。絶對的權力の所有者（ṣāḥib-i ikhtiyār-i muṭlaq）であった㉑Fīrūz Shāh は、この話を記憶に留めていたので、かの地の ḥākim に Mīrzā Sulṭān Muḥammad を推した。それはそのまま Shāh Rukh の決定をみた（AR：773, 774）。[37]

（事例4）一四四三年、㉑Fīrūz Shāh の國務と財務における權力と專制は筆舌に盡くし難い程となった。Shāh Rukh にはこのことが重苦しくのしかかっていたのだが、他に國事を遂行できる amīr がいなかったので見て見ぬふりをしていた。その頃 wazīr の Sayyid ʻImād al-Dīn は日毎に勢力を增していた。㉑Fīrūz Shāh は、Balkh 地方の稅の掌握の爲、彼を該地に派遣することを決定した。彼はその任命を辭退し許しを請うたが無駄だった。Shāh Rukh もまた、Sayyid ʻImād al-Dīn には Balkh の重要事以上の任務遂行を望んでいたのだが、㉑Fīrūz Shāh の決定を變えることはできなかった（AR：793, 794）。

以上四つの事例より、㉑Fīrūz Shāh が軍事（事例1）、國內統治（事例3）、財務執行スタッフたる wazīr 達（事例2、4）に對し麾下最高の實力を備えていることが窺えよう。かく國務と財務兩面にわたる彼の掣肘無き權力が、事例2にみえる amīr al-umarāʼ という地位・職務に由來していることは明白である。ただ、一つ正確を期すならば、彼が麾下唯一最高の實力者となるのは前述の⑲ʻAlīka の歿後、すなわち一四四〇年以後のはずだから、amīr al-umarāʼ の職位も或い

は⑲'Alika 歿後に獲得された可能性がある。[38]

一四四四年㉑Fīrūz Shāh は死歿。息子㉒Aḥmad が dīwān-i a'lā の amīr 職（imārat-i dīwān-i a'lā）を相續する（AR : 841)。この dīwān-i a'lā の amīr 職とは、amīr-i dīwān の職務を指すと思われる。[39] ㉒Aḥmad は一四四七年 Shāh Rukh の歿するまで麾下にあった（AR : 866)。

この一族の所領について考察する。

先ず Mu'izz は㉑Fīrūz Shāh の Abarqūh の支配權所有を記すが、他の諸史料からそれを裏附けることはできない。その一方、我我は以下の如き知見を得る。

長きに亙り、Iṣfahān についてはその支配權は Amīr Fīrūz Shāh に屬していた。最初彼の兄弟 Amīr Khānd Shāh（＝㉓Khwānd Shāh）が Iṣfahān の ḥākim であった。彼が死んで後は、Amīr Maḥmūd Shāh（＝㉔Mḥd. Shāh）が（ḥākim であった)。その頃 Amīr Maḥmūd Shāh は病となった。Amīr Sa'ādat b. Amīr Khānd Shāh（＝㉕Sa'ādat）がおじの見舞いに行った。……閉もなく Amīr Maḥmūd Shāh は死んだ。Amīr Sa'ādat が後繼者となった（Ja'farī : 570, cf. TJY : 235)。

Iṣfahān が Shāh Rukh の支配下に入るのは一四一四年。その時 Mīrzā Rustam b. 'Umar Shaykh b. Tīmūr が統治を委ねられる（HA : 242a, AR : 282)。Ja'farī の記述にある㉓Khwānd Shāh は、Mīrzā Rustam の歿後 Iṣfahān の ḥākim となり、一四三五年に歿したと傳えられる（AR : 677)。また㉕Sa'ādat は Iṣfahān の dārūgha であったが、一四四六年 Mīrzā Sulṭān Muḥammad の侵攻に遭い、捕えられている（AR : 860, Ja'farī : 571, TJY : 235)。これらの情報を總合するならば、この一族が Iṣfahān の支配權を所有していたことに疑問の餘地はなく、その所有期間は Mīrzā Rustam 歿後から一四四六年までの二二年閉と見做せよう。[40][41]

次に、この Arghūn Shāh 家の Shāh Rukh との關係における特徴を、その當主と思しき㉑Fīrūz Shāh と Shāh

Rukh の絆に焦點を絞って考察する。

㉑Fīrūz Shāh の父 Arghūn Shāh は、一四〇五年から一四〇九年まで Samarqand を據點に Shāh Rukh と對抗關係にあった Mīrzā Khalīl Sulṭān b. Mīrān Shāh b. Tīmūr の許で、有力 amīr の一人であった。(42) この Arghūn Shāh は、Shāh Rukh が一四〇九年 Samarqand を服屬させた際に處刑される（Faṣīḥ：194）。されば この四年間、父と子が異なる政權の下で、しかも互いに敵對する支配者の許で各各活動していたことになる。このことは Shāh Rukh の㉑Fīrūz Shāh に對する信任が家系とは無關係であり、㉑Fīrūz Shāh 個人に由來することを推測させる。ではその個人的關係とは如何なるものであったか。微弱ながら次の記述が目を引く。

彼（＝㉑Fīrūz Shāh）は、若年の初めから人生の晩年まで忠誠の足跡を以って Khāqān-i Sa'īd に仕えた（Khwāndamīr：630, 631）。

すなわち、彼はその少年時代から生涯を通じて Shāh Rukh に仕えた、言わば Shāh Rukh 子飼いの amīr の生え抜きだったのではあるまいか。因に彼の記錄を溯ると、Tīmūr の七年戰役（一三九九―一四〇四）の際、既に Shāh Rukh の amīr として記されている（Yazdī：389b）。つまり、彼は Tīmūr の生前から Shāh Rukh の歿する三年前まで絶えず Shāh Rukh に伺候しつづけたと見做すことができるのである。從って、この家系の Shāh Rukh 時代における浮上は、㉑Fīrūz Shāh が幼少期より培った Shāh Rukh との信頼關係に基づくと考えて大過あるまい。

結

以上、最初に表1をもとに Shāh Rukh 麾下の中核 amīr であろうと推測した Barlās 部、Tarkhān 部、'Alīka 家、Arghūn Shāh 家に屬す amīr-i tūmān について、檢討を重ねてきた。その結果この四つの血緣集團は各各、〈同族〉、〈姻戚〉、〈乳兄弟かつ後見人とその一族〉、〈子飼いの amīr の生え抜きとその一族〉といった特性を Shāh Rukh との間に

保持しつつ、①Miḍrāb（Barlās 部）、⑬Ḥasan Ṣūfī（Tarkhān 部）、⑭'Alīka（'Alīka 家）、㉑Fīrūz Shāh（Arghūn Shāh 家）という、いずれも麾下最高の實力者にまで昇りつめたと考えられる amīr 達を輩出したことがわかった。更に地位・職務をみるならば、國務・財務を與かる重要職であることが判明した（註㊴参照）amīr-i dīwān には全體で二四名が認められ、その内この四つの集團に所屬する者は一二名に上る（殘り一二名の内九名が麾下から離脱、表1参照）。また tuwāchī 職には全體で一一名が認められ、その内七名までがこの四つの集團に所屬する人びとである（殘り四名の内三名が反逆、表1参照）。これらの事實に、最初表1より窺った、Shāh Rukh 在世中一貫して amīr-i tūmān を輩出しつづけた集團はこの四つに限られる、という事實を考慮するならば、もはや Barlās 部、Tarkhān 部、'Alīka 家、Arghūn Shāh 家の amīr-i tūmān が Shāh Rukh 麾下の中核 amīr であったことに疑いの餘地はあるまい。

さて、この四つの集團による中核 amīr の構成については以下の點が指摘されよう。

第一に、Barlās 部を除く他の三つの集團は、系譜上は確かに Tīmūr の時代からの連續性を保持しているものの、Tīmūr 麾下の中核 amīr を構成した集團とは考えられない點である。Tīmūr 麾下の有力 amīr を端的に傳える史料としては、一三七〇年の政權奪取時に支配層に列せられた amīr 達のリストがある。[43] このリストの内、第一位から第四位を占める Dā'ūd（Dūghlāt），Chākū（Barlās），Sayf al-Dīn（Nukūz），'Abbās（Qipchāq）の四名及びその息子達は、その後も Tīmūr 麾下の amīr 達の上位を占め、中核的存在であったことにまず間違いない。[44] しかしながら Chākū を除く右記三名の後繼者達、すなわち㊶Sulaymān Shāh b. Dā'ūd，㊳'Abd al-Ṣamad b. Sayf al-Dīn，㉚'Uthmān b. 'Abbās が、Shāh Rukh 時代何ら顯著な働きもせず、逆に麾下から離反せんとする動きを見せていることは表1に見る如くである。翻って Tarkhān 部、'Alīka 家、Arghūn Shāh 家の一族について見るならば、誰一人として一三七〇年時のリストにその名を載せておらぬ。またその後も Tīmūr の時代に國事の中樞に關與したことを窺わせる記錄は見えぬ。ここに、Tīmūr から Shāh Rukh へという中央君主の交代に際して、麾下の中核 amīr の構成に改編があったことを認めることができる。

第二に指摘されるべき點は、Barlās 部の優遇である。(45) そのことは、Mu'izz から抽出した amīr-i tūmān 五七名の内一一名が Barlās 部出身者であるという點、或いは⑤Sl. Bāyazīd, ⑥Shaykh Luqmān の場合に見るような新たな amīr-i tūmān への拔擢という點に認められよう。また Qundūz・Baghlān, Qutlān, Bākharz という所領が、Tīmūr 時代から引き續いて Shāh Rukh 時代においても保持されたという事實に、Barlās 部の勢力の根強さが見て取れる。

以上の二點を踏まえるならば、Shāh Rukh 麾下の中核 amīr の構成とは、amīr という Tīmūr からの人的遺產の改編であり、その改編は⑴Barlās 部の優遇、及び⑵姻戚、後見人、子飼いといった Shāh Rukh と個人的關係を有する一族の拔擢、という二本の柱に立脚していたと言えよう。しかしながらこうした Shāh Rukh 麾下の中核 amīr 達も Shāh Rukh 歿後分解し、ティムール朝自體も動亂の時代に入る。その中から再びまがりなりにも統一政權を生み出したのが Abū Sa'īd (一四五一—一四六九在位) であり、その際には彼の下で新たな amīr 層の編成がなされたと想定される。そしてその編成には、新興勢力として Arghūn 部なる集團が登場、以後のティムール朝史の展開に影響を及ぼすに至る。(46) ここではかかる展望を筆者の課題の指針としつつ、擱筆することとする。

注

(1) Tīmūr 歿後のこの王朝に關する報告としては、В. В. Бартольд, "Улугбек и его время", *Сочинения*, т. II, часть2, Москва, 1964, стр. 25–196; он же. "Мир Али-шир и политическая жизнь", то же, стр. 197–260; *История Узбекской ССР*, Ташкент, 1967, стр. 461–508; H. R. Roemer, "Timurlular", *İslâm Ansiklopedisi*, 12–1, İstanbul, 1974, s. 346–370; derselbe, "Die Nachfolger Timurs, Abriß der Geschichte Zentral- und Vorderasiens im 15. Jahrhundert", *Islamwissenschaftliche Abhandlungen*, Wiesbaden, 1974, S. 226–262 を擧げておく。その他專論のものについては、H. R. Roemer 氏の前者の論考に掲げられた Bibliyografya が大いに參考となる。Shāh Rukh 時代の amīr についての專論は未だ見あたらないが、以下の二つは參考に値する。J. Aubin, *Deux sayyids de Bam au XVᵉ siècle. Contribution à l'histoire de l'Iran timouride*, Wiesbaden, 1956; 閒野英二「ティムール朝における一貴顯の系譜——Chākū Barlās 家の場合——」『オリエント』XX–1, 1977, 三七—六一頁(以下、閒野オリエントと略す)。

(2) Mu'izz は、モンゴル時代・ティムール朝時代の王族・貴顯の系譜を採錄したものであるが、同時に各各の君主の許にいた amir や妻妾、或いは諸諸の官職に就いた人びとの名も記錄する。この系譜集の編纂については、一四二六—二七 A.D./八三〇 A.H. Shāh Rukh の命によって Ḥāfiẓ-i Abrū が一旦完成させ、その後無名の編者が Badī' al-Zamān の時代(一五〇六—一五〇七在位)までの系譜を補ったと言われる(Н. А. Сторн, *Переводная литература. Био-библиографический обзор*, II, Москва, 1972, стр. 818; A. Z. V. Togan, "The Composition of the History of the Mongols by Rashīd al-Dīn", *Central Asiatic Journal*, VII-1, 1962, pp. 68-69; 間野オリエント、註(2)(3)、五八頁)。但し本稿で扱う Shāh Rukh 麾下の amīr-i tūmān に關する Mu'izz の記錄が、一人 Ḥāfiẓ-i Abrū によるものであるかについては檢討の餘地を殘す。

(3) Shāh Rukh の時代、その子供達、すなわち Ulugh Beg, Ibrāhīm Sulṭān, Bāysunghur, Suyūrghatmish, Muḥammad Jūkī それぞれの許にも、彼らに隨從する amīr 達が存在した(Mu'izz: 137b-150b)。本稿は中央君主たる Shāh Rukh の直接指揮下にあった amīr 達を照射するものである。

(4) Mu'izz からの amīr-i tūmān の抽出は、具體的には以下の手順に從った。①Mu'izz: 137a。「かって存在し、或いは現存する amīr-i tūmān 達」という見出しの下に記載された五三名の amīr 名を先ず抽出。②Mu'izz: 132b, 133a。「amīr 注釋」の項に記名された amīr の内、「tūmān を所有した」と記錄され、かつ①と重複せぬ四名の amīr 名を抽出。③Mu'izz: 135b, 136a, b。Shāh Rukh 軍團表の内、「某の tūmān」という表記から amīr-i tūmān であることが窺われ、かつ①②と重複せぬ三名の amīr 名を抽出。④①で抽出した五三名の内には、Sayyid Khwāja, Muḥammad Ṣūfī Tarkhān, Sulṭān Muḥammad が二名ずつ存在するも、諸史料を檢索の結果同名の amīr が二名ずついたことは認められなかった。從って單なる重複と判斷、三名を削除した。以上合計五七名を抽出。

(5) モンゴル時代における。amīr-i tūmān を頂點とする統屬關係は Juwaynī の明記するところである('Alā' al-Dīn 'Aṭā Malik Juwaynī: *Tārīkh-i Jahāngushā*, ed. Muḥammad Qazwīnī, part I, 1912, ṣ. 23)。Timūr の時代十進法的軍隊編成が採用されていたことはクラヴィホが傳え(山田:二六五)、Yazdī: 210b からも窺うことができる。Shāh Rukh の時代においても、例えば「Khāqān-i Sa'īd 陛下(=Shāh Rukh)は tūmān, qushūn, ṣada, daha の amīr 達に、兵卒一人一人に至るまで贈賜を行なった」(AR: 70)という記述から、依然この傳統は踏襲されていたと考えられる。この場合の qushūn とは千人隊 hazāra の意であろう。註(17)參照。

(6) Qarāchār については、間野英二「アミール・ティムール・キュレゲン——ティムール家の系譜とティムールの立場——」『東洋史研究』三四—四、一九七六參照。

(7) 系譜1は、Mu'izz: 82b, 83a, b, 86b, 87a, b, 88b, 90a, 91b, 92a, b, 93a, 96b, 121b, 129a から作成した。尙、⑪Ījel Mīrzā は Timūr の三男 Mīrān Shāh の四男にあたり、れっきとした mīrzā(王子)の家柄に屬す。この mīrzā が何故 amīr-i

tūmān の中に紛れ込んでいるのかわからない。mīrzā については amīr とは異なる觀點からの考察が必要なので、ここでは一切觸れないこととする。

(8) 以下、引用史料中の支配權とは全て ḥukūmat を譯したものである。

(9) Shāh Rukh は、Mīrzā Khalīl Sulṭān を驅逐して Māwarā' al-Nahr を支配下に入れ中央君主となる一四〇九年までに、Māzandarān (一四〇七)、Sistān (一四〇八) を服屬させている (AR : 106, 126)。

(10) amīr al-umarā' とは amīr 中の amīr の意である。これに關しては、例えば一四〇五—〇六 A.D./八〇八 A.H. amīr al-umarā' となった㉖Sayyid Khwāja について、

全ての amīr が彼の家の門へと赴き、重要事の萬端に亙る委任は、彼の言葉と筆に依存し結びついた (HA : 58b, 59a)。

と表現され、文字通り amīr 達のトップに位置する存在であったと思われる (註㊴參照)。一方 tuwāchī は、軍隊の召集をその主な任務とし、「トルコ人の閒で、王國で最高の職務」と見なされた。從って tuwāchī 職保持者の持つ高い地位が推定される。閒野オリエント、四三—四五頁參照。

(11) Būrālday なる部族の來歷については、從來、閒野・Aubin 兩氏によって異なる見解が出されている。

〈閒野說〉閒野氏は、BRWLDAY, BWRYLDAY, BWRALDAY, BWRWLDAY と樣樣な形で表記されるこの部族名の本來のモンゴル語の形を Baruladai〜Barulatai に求められた。そしてこの Baruladai という形が Barlās 部の始祖の名と一致し、かつ Tīmūr の祖先 Qarāchār が Rashīd al-Dīn によって Bar(u)ladāi Qarāchār と呼ばれている事實を參考の上、この部族は Qarāchār に率いられて中央アジアに移住した Barlās 部の本幹の後裔であるという臆測を導き出された (閒野オリエント、四七—四八頁)。しかしこの臆測は、本來のモンゴル語の形を Baruladai〜Barulatai に求める點で無理があるように思う。何故なら第一音節及び第三音節の a の音を先に擧げたペルシア語のスペリングから想起するのは困難であり、寧ろ後述する Boroldai の轉寫と考えた方が妥當だからである。

〈Aubin 說〉Aubin 氏は、Ibn Baṭṭūṭa の報告に見える Amīr Buruntayh なる人物を紹介、この人物と Būrālday 部との連續性を示唆した (J. Aubin, "Le Khanat de Čagatai et le Khorassan (1334–1380)" *Turcica*, VIII-2, 1976, pp. 17–18)。筆者はこの Aubin 氏の說に從うも、氏の所說は簡略に過ぎ、この部族の來歷を具體的に論證したものとは言い難い。それ故以下に具體的檢討を試みたいと思う。論證に必要と思われる情報は次の三つである。

〔I〕 Ibn Baṭṭūṭa は、一三三〇年代初めチャガタイ・ハン Tarmashirin の腹心で、Ghazna 方面の支配に當っていた Buruntayh なる amīr の存在を知らせる。彼はムスリムであり、配下には大軍が控えていた (IB : 42)。彼の威令は Qunduz (= Qunduz)・Baghlān 方面にも及び、かの地はこの上ない安全を享受していたという (IB : 83)。Ibn Baṭṭūṭa 自身、Parwān においてこの Buruntayh に遭遇したと述べる (IB : 87)。

〔II〕一三五八年、一三四六年以來チャガタイ・ハン國において實權を掌握していたAmīr Qazāghanが、「Ūranāt 部出身でBūrāldāy の息子 (pisar) である Qutlugh Timūr」なる人物によって暗殺された (Yazdī : 94b)。この暗殺の理由を Ḥāfiẓ-i Abrū は次の如く傳える。

Qutlugh Timūr なる人物は一千人隊 (yak hazāra) の amīr であった。Amīr Qazāghan の khātūn である Tūkal Āqā の姉妹を娶っていた。その關係を盾に、彼は Amīr Qazāghan に對し傲慢だった。それ故彼は Amīr Qazāghan に Būrāldāyīya の部族 (īl) の支配權を求めた。Amīr Qazāghan は……彼の要求を承諾しなかった。かの邪の者はこのため心に憎しみを抱いた (Tauer II : 11)。

〔III〕一三七二年、Barlās 部の Amīr Chākū は Timūr によって Būrāldāy 部 (īl) を授けられた。この時、Būrāldāy 部のユルトは Qundūz·Baghlān, Kābul とその近傍にあった (Yazdī : 147a)。

これらの內容を吟味していく過程で、直ちに想起されるのは、Būrāldāy 部とは、〔II〕に見える Qutlugh Timūr の父「Būrāldāy」という人物に起源を持つ、父系血緣集團ではないかという考えである。Qutlugh Timūr が支配權を要求した Būrāldāyīya 部が Būrāldāy 部のことである點に關しては、何ら疑問はない。—īya という語尾は、Būrāldāy という具體的人名に若干抽象性を附加して部族名としての意味を持たせるものであろう。つまり、Qutlugh Timūr は己が部族の支配權を要求したのである (Naṭanzī : 262 に據ると、Qutlugh Timūr はそれ以前、自分自身の千人隊 (hazāra-yi khud) の amīr 職を Amīr Qazāghan によって奪取されていたという。この千人隊が Būrāldāy の部族であった可能性も十分考えられる)。

さて、この Būrāldāy なる人物の存在に、より具體性を持たせるのが〔I〕の內容である。Burunṭayh〈Borontai と Būrāldāy〈Boraldai とが本來のモンゴル語の形 Boroldai の variant であることについては既に先学の研究がある (/l/→/n/ という métathèse の例が存在することは、B. Spuler, *Die Goldene Horde*, Wiesbaden, 1965, S. 34; *Tarīkh-i Waṣṣāf*, Tehran, 1338s. p. 578; J. Aubin, op. cit., p. 18, note 4 を見よ。また第二音節の /o/ が /a/ に變化する例については、L. Ligeti, "Notes sur le Vocabulaire Mongol D'Istanboul", *Acta Orientalia Hungarica*, pp. 132–133 を參照。Boroldai という名については、P. Pelliot, *Notes sur L'histoire de la Horde d'Or*, Paris, 1950, p. 63參照)。從って Burunṭayh と Būrāldāy とが同一人物であるという點については、何ら否定的要素は見出されまい。これより、Būrāldāy 部の母體となった集團は、その始祖の活躍した一三三〇年代初め、Tarmashirin の時代に既に存在していたと推定されよう。この推定に更に根據を與えるのが〔III〕の內容である。すなわち、Burunṭayh の勢力範圍と Būrāldāy 部のユルトの所在地が Qundūz·Baghlān からヒンドゥー・クシュ山脈を越えて Kābul, Ghazna という點で地理的に一致しているのである。かかる根據と推論を踏まえるならば、Būrāldāy 部とは、一三三〇年代初めアフガニスタン方面に勢力を持った人物 Burunṭayh すなわち Būrāldāy (〈Bora-

Idai) に起源を持つ父系血縁集團であり、Amīr Qazāghan の時 Būrāldāy の息子 Qutlugh Timūr の支配から離脱したものの依然 Qundūz・Baghlān から Kābul 方面にかけて遊牧し、一三七二年に至ってティムール朝の支配秩序に包攝された遊牧部族であると理解されよう。その際〔II〕に見たように Būrāldāy・Qutlugh Timūr 父子は Ūranāt 部出身であるから、Būrāldāy 部とは Ūranāt 部の分枝と考えられる。

(12) 閒野オリエント、四五―四六頁。

(13) 閒野オリエント、六〇頁、註㉔。

(14) Rosemarie Quiring-Zoche, *Isfahan im 15. und 16. Jahrhundert*, Freiburg, 1980, S.117.（本論文を參照するにあたっては、小野浩氏の御好意にあずかった。感謝の意を表す。尙、Ja'fari の該當記事の原文は、筆者自身今回は參照できなかった。）

(15) Zoche 女史は、一四二九／三〇年時點②Ibrāhim Sl. が Iṣfahān に居た理由として、當時該地の支配權を所有していた Arghūn Shāh 家の㉓Khwānd Shāh が、折りしも行なわれた第二次 Adharbāyjān 遠征に出陣した爲、②Ibrāhim Sl. が代理として Iṣfahān に送られたと推測している。Vgl. Zoche, a. a. O. S. 126.

(16) ジャライル朝時代に書かれた書記規範集 *Dastūr al-Kātib fī Ta'yīn al-Marātib* に收められた amīr-i ulūs の任命書を分析された本田實信氏は、それが軍事の長官であったと同時に國政機能の最高責任者であったと結論づけておられる（本田實信、「ジャライル朝のモンゴル・アミールに就いて」『內陸アジア・西アジアの社會と文化』山川出版社、一九八三、七一一―七一二頁）。また amīr-i ulūs のトルコ語表記は ulus begi であるが、それはモグーリスターンでは amīr al-umarā' とも呼ばれ、amīr 中の最高者であったという（閒野英二「モグーリスターン遊牧社會史序說」『西南アジア研究』一七、一九六六、二七頁）。いずれにおいても amīr-i ulūs が主權者の下での最高責任者であることが窺われ、參考に値しよう。ティムール朝の amīr-i ulūs については何ら知るところは無いものの、③Sl. Md. が amīr-i ulūs に任ぜられた一四三八／三九年當時、Shāh Rukh 麾下の國政の最高責任者は本文で述べる如く⑲'Alīka もしくは㉑Fīrūz Shāh であるから、少なくとも實力という面からはジャライル朝やモグーリスターンにおける程の力は保持していなかったと推察される。

(17) amīr-i qushūn が amīr-i tūmān の統屬下にあったことは、

　各 tūmān から、Qarā Tātār の一團の監督を擔當する一人の amīr-i qushūn を出し、彼らを派遣した（Yazdi : 451b）。

という記述から窺えよう。ティムール朝の一 qushūn の構成人數については五〇人（Shāmi : 25）から五〇〇人（HA : 20a）まで樣樣な例が散見し一定していない。Yazdi : 468b に引く、「各人は自分自身の tūmān, hazārajāt (sing. hazāra), qushūnāt (sing. qushūn), ṣadajāt (sing. ṣada) の狀況によく注意を傾け……」という順序から、qushūn が hazāra（千人隊）と ṣada（百人隊）の閒に位置する程度の規模と見られていたとも推察されるが、その一方註(5)で見たように qushūn が hazāra

の意味に使われている例もあり、qushūn の概念を一定の人數で規定することはできない。ここではしばらく qushūn を、tūmān の統率下にある「部隊」と考えたい。尙、qushūn がモグーリスターンにおいては千人隊 hazāra と同義であったことは、夙に知られている。qushūn については以下の論考を參照されたし。B. B. Бартольд, "Улугбек и его время", стр. 50; ベ・ヤ・ウラヂミルツォフ著、外務省調査部譯、『蒙古社會制度史』、生活社、昭和一六、三〇二—三〇四頁; G. Doerfer, *Türkische und Mongolische Elemente im Neupersischen*, Band I, Wiesbaden, 1963. S. 406-410; 閒野英二「モグーリスターン遊牧社會史序說」、二六頁。

(18) 寫本では記載漏れしているが、Bākharz 以外の場所は考えられない。

(19) diwān-i tuwāchi と diwān-i lashkar の二つの術語は、Shāh Rukh 時代を扱う諸年代記においては管見の限りこの箇所にしか現われない。それ故この二つの diwān の位置づけについての一切の推測は史料の限度を越える。尙、註(39)參照のこと。

(20) この場合の amir al-umarā' という表記は、「diwān-i tuwāchi において」という條件が原文に附せられているので、amir 中の最高者として本文で扱った amir al-umarā' とは一應區別した。

(21) 註(39)參照。

(22) 一八世紀に著わされたチャガタイ語=ペルシア語辭書 Sanglākh は、tarkhān が特權所有者の意味とチャガタイ・ウルスの有力部族の名稱という二つの語義を持つことを傳える (Muhammad Mahdi Xān, *Sanglax*, ed. G. Clauson, London, 1960, 155r)。cf. G. Clauson, *An Etymological Dictionary of Pre-Thirteenth Century Turkish*, Oxford, 1972, p. 540.

(23) 系譜2は、Yazdi: 224a, 290a, AR: 338, 539, 540, Mu'izz: 103b, 104b から作成した。

(24) 村上正二譯註、『モンゴル秘史』三、平凡社、一九七六、三三頁。

(25) ティムール朝時代の tarkhān の所有する特權としては、(i)王廷に自由に出入りできる。(ii)九回の罪までは本人とその子供達について問われない。(iii)彼らの馬は驛馬として徵用されない。(iv)あらゆる徵發 (takālif) を免除される、というものであった (Shāmi: 123)。ティムール朝の tarkhān については、*Історія Узбекской ССР*, т. I, стр. 480-482 參照。また惠谷俊之、「荅剌罕考」『東洋史研究』二二—二、一九六三も參考になろう。

(26) AR は、一四五七年 Mirzā Abū al-Qāsim Bābur の後繼者を巡る騷亂を述べた中に、umarā'-yi Tarkhāni (Tarkhān の amir 達) とか Tarkhāniyān (Tarkhān の pl.) と稱される人びとの殺害事件を特筆し、件の三名の amir 名を擧げる (AR: 1128, 1129)。umarā'-yi Tarkhāni が Gawhar Shād と同族であることは、一四六九年アク・ヲヨンルのウズン・ハサンが Abū Sa'īd を處刑した際、「Gawhar Shād Begim の血の復讐故、かの偉大なる王 (=Abū Sa'īd) に對して憎しみを胸に抱いていた何人かの umarā'-yi Tarākhana (sic) が、Amir

Ḥasan Beg（＝ウズン・ハサン）を正道から逸脱させ、彼はかの王の處刑を認めるに至った」（Dawlat Shāh：541）とあることから明らかである。Gawhar Shād は一四五七年 Abū Sa'īd によって殺害された（AR：1143）。

(27) 註(39)參照。

(28) 系譜3は、Faṣīḥ：263, 282, 285, AR：701, 747, Mu'izz：90a から作成した。

(29) 例えば一四一〇年の Marw 復興事業の際に、diwāniyān からは Amīr 'Alī Shaqqāni が責任者となるが、彼は一四〇八—〇九 A.D./八一一 A.H. wazīr に任ぜられた人物である（AR：159, Faṣīḥ：186）。

(30) ⑲'Alīka は農耕に非常に關心を持ち、その播種は千 kharwār を越えた。また Miṣr の國（mamlakat）に地所を買い耕作させたという（AR：746）。

(31) ⑳Shaykh Abū al-Faḍl も「kūkaltāsh だった」と記されるが（Mu'izz：133a）、實情はわからない。

(32) 註(39)參照。

(33) 尙この場合⑲'Alīka の母が Shāh Rukh の乳母ということであろう。乳母と後見人とが不可分であった例として、Shāh Rukh の次男 Mīrzā Ibrāhīm Sulṭān の後見人職（ata begi）を㉚'Uthmān, 乳母の職（dayagi）をその妻が擔當していたことが知られる（Yazdi：269a）。

(34) 系譜4は、AR：639, 677, 692, 841, 1158, 1387. TJY：230, 235 から作成した。

(35) ティムール朝諸史料に現われる ghulām という語が、如何なる屬性を保持する人びとを意味していたかについては緻密な検討を要す。一應「小姓」と譯しておく。

(36) Mīrzā Bāysunghur はその前年一四三三年一二月二〇日に死歿（AR：657）。

(37) Bahā' al-Dīn 'Umar は當時 Harāt に居住した偉大なるスーフィーの一人であった（閒野英二「ナクシュバンディ教團に關する最近の諸研究について」『イスラム世界』二一、一九八三、四一—四二頁）。

(38) この㉑Firūz Shāh について B. B. Бартольд 氏は、一四〇七年に全軍の長官 начальник всех военных сил となり一四四二年まで在職していたとする。しかしその根據は不明である。また彼の掣肘無き權力は、Shāh Rukh がシャリーアを崇拜のあまり、戰術や宮廷儀式に關心を向けなかったためとしているが、容易には納得し難い。см. B. B. Бартольд, "Улугбек и его время", стр. 97.

(39) Shāh Rukh 政權の國制については尙不明な點が多い。ここでは amīr 達の地位・職務として本稿でしばしば言及した amīr-i diwān について、それが國務と財務を處理する中央官廳 diwān-i a'lā の長官レベルの役職であったことを指摘するに留めたい。まず AR に記された地位・職務の相續の記錄を略記する。

〔I〕Tarkhān 部の⑭Miḥrāb が父⑬Ḥasan Ṣūfī の職位であった diwān-i a'lā の amīr 職（imārat-i diwāni a'lā）を相續（AR：540）。

〔II〕'Alīka 家の⑳Shaykh Abū al-Faḍl が父⑲'Alīka から

diwān-i a'lā の職位 (manṣab-i diwān-i a'lā) を相續 (AR : 747)。

〔III〕Arghūn Shāh 家の㉒Aḥmad が父㉑Firūz Shāh に委ねられていた diwān-i a'lā の amir 職、國務と財務 (mulk wa māl) に關する權利を相續 (AR : 841)。

diwān-i a'lā に關係する職位相續の記錄は以上の三つである。ここで注意すべきは、本文で述べた如く⑬Ḥasan Ṣūfi と㉑Firūz Shāh は生前 amir al-umarā' であり、⑲'Alika も amir 中の最高者であったという點である。されば各各の息子に相續された職位、すなわち diwān-i a'lā の amir 職とか diwān-i a'lā の職位とは、amir al-umarā' のことを意味している可能性も十分考えられはする。しかし、それを否定する史料が存在する。一四四四—四五 A. D./八四八 A. H.、amir-i diwān に任命された Barlās 部の⑧Sl. Shāh について、Mirkhwānd は次の如く記す。

Khāqān-i Sa'īd 陛下 (=Shāh Rukh) は Amir Sulṭān Shāh を……國務と財務の diwān (diwān-i mulk wa māl) において、彼ら (⑳Shaykh Abū al-Faḍl と㉒Aḥmad) の同僚 (sharīk) とした (Mirkhwānd : 727)。

つまり amir-i diwān である⑧Sl. Shāh と、diwān-i a'lā の amir 職や diwān-i a'lā の職位を相續した⑳Shaykh Abū al-Faḍl や㉒Aḥmad とが同列に扱われているのである。從って diwān-i a'lā の amir 職とか diwān-i a'lā の職位とは amir-i diwān の職を意味していることになろう。更に diwān-i a'lā が、國務と財務を扱う中央官廳であることは、右記の Mirkhwānd の記述、或いは〔III〕において「國務と財務に關する權利」という表現が併記されていることから察して明らかである。以上の考察により、amir-i diwān とは國務と財務を處理する中央官廳 diwān-i a'lā の amir 職 (司令官職) を擔當する長官レベルの役職であったと結論できるかと思われる。因に、「國務と財務の全重要事において絕對的權力の所有者」(AR : 57) とされる amir al-umarā' は、amir-i diwān の筆頭に位置する存在であることを確認しておく。尙、A. Z. V. Togan 氏は、Sulṭān Ḥusayn (一四七〇—一五〇六在位) 時代の diwān-i a'lā が diwān-i tuwāchi (tuwāchi 廳——軍務を扱う) と diwān-i māl (財務廳) とからなる二元構造を有し、amir-i diwān (= diwān begi) とは diwān-i tuwāchi の長官職であったと說明している (A. Z. V. Togan, "Ali Şir", *İslâm Ansiklopedisi* 1, İstanbul, 1942, s. 351; H. R. Roemer, *Staatschreiben der Timuridenzeit*, Wiesbaden, 1952, S. 169–171.; 閒野英二「ティムール朝の社會」『岩波講座世界歷史』8, 1969, repr. 1979, 309–310 頁)。

(40) Mirzā Rustam の歿年については、Faṣīḥ が一四二四—二五 A. D./八二八 A. H. の條にその件を傳えているが、同時に「一四二三—二四 A. D./八二七 A. H. とも言われる」と併記し、曖昧ぶりを殘す (Faṣīḥ : 257)。また AR : 624, Mirkhwānd : 700, Khwāndamīr : 720 は一致して一四三〇年六月時點、依然 Rustam の存命を傳える。ここでは Faṣīḥ, Ja'farī, 及び Aḥsan al-Tawārīkh を參照して Rustam の歿年を一四二四年とする Zoche 女史の意見に從う。Vgl. Zoche, a. a. O. S. 31, Anm. 1.

(41) しかしながらZoche女史は、少なくとも㉔Mḥd. Shāh と㉕Sa'ādat については財政に関する権利は所有していなかったとする (Zoche, a. a. O. S. 131)。

(42) 例えば Tāj : p. 45, 55, 97, 98, 124, 130.

(43) このリストはかつて閒野氏によっても利用された（閒野オリエント、五五—五七頁）。以下、Yazdī : 141b を典據にそのリストを掲げる。（ ）内の出自は、特に注記しない限り閒野氏に従った。

I Samarqand の統治權、amīr al-umarā' の地位、dīwān の amīr の長としての地位 : Dā'ūd (Dūghlāt)

II 軍の amīr 職と tuwāchī の職 : Chākū (Barlās), Sayf al-Dīn (Nukūz), 'Abbās (Qipchāq), Iskandar (Dūrbat, Mu'izz: 97b), 'Ālim Shaykh (Hazāra-yi Qūbilāy, Mu'izz : 97b), 'Alaqa (Qawchīn), Ardashīr (Qawchīn), Qumārī Īnāq (Qawchīn)

III amīr-i dīwān : Sār Būghā (Jalāyr), Ḥusayn (Barlās), Āq Būghā (Nāymān), Maḥmūd Shāh (Yasawrī, Mu'izz : 97a), Īlchī Bahādur (不明), Dawlat Shāh (Uyghūr)

(44) 例えば、一三九〇年の大クリルタイの際行なわれた閲兵式では、Sayf al-Dīn, Jahān Shāh b. Chākū, Shams al-Dīn b. 'Abbās が大 tuwāchī (tuwāchiyān-i buzurg) として依然地位の高さを誇り (Yazdī : 207a)、㉛Sulaymān Shāh b. Dā'ūd も同じ頃 Tīmūr の娘 Sulṭān Bakht Begim を娶り、父の代からの地位の高さを保持したと思われる (Yazdī : 206a)。

(45) このことは既に閒野氏が推測しておられる（閒野オリエント、五八頁）。

(46) 堀川徹「テイムール朝末期の内訌をめぐって」『東洋史研究』三三—四、一九七七、五八三頁參照。

史料略語

AR———'Abd al-Razzāq Samarqandī : *Maṭla'-i Sa'dayn wa Majma'-i Baḥrayn*, ed. Muḥammad Shafī', Lahore, II-1 (p. 1–p. 620), 1942, II-2 (p. 621–p. 882), II-3 (p. 883–p. 1558), 1949.

Dawlat Shāh———Dawlat Shāh Samarqandī : *Tadhkirat al-Shu'arā'*, ed. Muḥammad 'Abbāsī, Tehrān, 1337s.

Faṣīḥ ———Faṣīḥ Khwāfī : *Mujmal-iFaṣīḥī*, III, ed. Maḥmūd Farrukh, Mashhad, 1339s.

ḤA———Ḥāfiẓ-i Abrū : *Zubdat al-Tawārīkh*, MS. Bodleian, Elliot 422. 本田實信氏所藏。

IB———Ibn Baṭṭūṭa : *Riḥla*, ed. C. Defrémery et B. R. Sanguinetti, Paris.

Ja'farī———Ja'farī : *Tārīkh-i Ja'farī* or *Tārīkh-i Kabīr*, В. В. Бартольд, "Новый источник по истории Тимуридов", *Сочинения*, т. VII, Москва, 1973, стр. 546–574.

JḤA———Ḥāfiẓ-i Abrū : *Jughrāfyā-yi Ḥāfiẓ-i Abrū*, MS. British Library, Or. 1577. 本田實信氏所藏。

Khwāndamīr———Khwāndamīr : *Ḥabīb al-Siyar*, III, Tehran, 1333s.

Mīrkhwānd———Mīrkhwānd : *Rawḍat al-Ṣafā'*, VI, Tehran,

1339s.

Mu'izz———*Mu'izz al-Ansāb fī Shajarat Salāṭīn Mughūl*, MS. Bibliothèque Nationale, Ancien fond persan 67. 間野英二氏所藏。

Naṭanzī———Mu'īn al-Dīn Naṭanzī : *Muntakhab al-Tawārīkh-i Mu'īnī*, ed. J. Aubin, Tehran, 1957.

Shāmī———Niẓām al-Dīn Shāmī : *Ẓafar-nāma*, ed. F. Tauer, Praha, 1937.

Tāj———Tāj al-Salmānī : *Shams al-Ḥusn*, ed. H. R. Roemer, Wiesbaden, 1956.

TJY———Aḥmad al-Kātib : *Tārīkh-i Jadīd-i Yazd*, ed. Īrāj Afshār, Tehrān, 1345s.

Tauer II———*Histoire de conquêtes de Tamerlan intitulée Ẓafar-nāma par Niẓāmuddīn Šāmī. Edition critique* par Felix Tauer. Tom II, Praha, 1956.

Yazdī———Sharaf al-Dīn 'Alī Yazdī : *Ẓafar-nāma*, ed. A. Улунбаев, Ташкент, 1972.

山田———クラヴィホ著、山田信夫譯、『チムール帝國紀行』桃源社、repr. 1979.

THE CENTRAL ELEMENTS OF THE *AMIR* STRATUM IN THE GOVERNMENT OF SHAH RUKH OF THE TIMURID DYNASTY

Shiro ANDO

In present study I attempt to uncover the characteristics of the central elements of the *amīr* stratum supporting the central ruler of the Timurid dynasty in the first half of the 15 th century, Shāh Rukh. To do this I have abstracted the names of 57 persons noted in the genealoglcal compilation *Mu'izz al-Ansāb* to have been *amîr-i tûmân* (i. e. holders of the highest military rank) in the government of Shāh Rukh. I have investigated their genealogies, status, fiefs and careers and have come to the following three conclusions. 1) The central elements participating in the government of Shāh Rukn were composed of at least four kin groups : the Barlās clan, the Tarkhān clan, the 'Alīka family and the Arghūn Shāh family (the clan affiliation of these two families is not known). 2) The development of the Tarkhān clan, the 'Alīka family and the Arghūn Shāh family shows genealgical continuity from the reign of Tīmūr, but these three groups had risen to prominence only under the reign of Shāh Rukh in contrast the Barlās clan. 3) The preferental treatment of the Barlās clan which cannot be clearly shown under the reign of Tīmūr is visible under the reign of Shāh Rukh.